

## 第三次和歌山県消費者教育推進計画の進捗状況の概要について

## (1) ライフステージや場の特性に応じた取組

## ①学校等—幼稚園、保育所、認定こども園

## ○幼児向け教材の確保・提供

令和元年度に作成した幼児期向け消費者教育教材「たいせつなくれよん」（紙芝居）の活用を進める。

令和5年度は、読み聞かせ団体に対して、「たいせつなくれよん」の提供及び活用依頼を行った。

## ○事故に関する注意喚起情報の発信

公立幼稚園、私立幼稚園や認定こども園に対して、こどもの事故防止に関する注意喚起情報の提供を行う。

令和5年度は、文部科学省やこども家庭庁等から情報提供のあった「玩具の新たな規制」、「こどもの事故防止週間」や「熱中症等の事故防止」について、注意喚起及び周知啓発を実施した。

## ①学校等—小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校

## ○学校における消費者教育の担い手育成事業

教員による消費者教育授業の実践を支援するため、教育委員会の協力を得て、外部講師を学校に派遣。デモ授業を実施する。

令和5年度は、38校98クラスで実施を予定（8月末現在）。  
令和4年度は、46校132クラスで実施。

内、県金融広報委員会の金融広報アドバイザーを派遣。

令和5年度は、10校12回実施（8月末現在）。  
令和4年度は、29校50回実施。

○金融・金銭教育研究校の委嘱

研究校に対して、金融広報アドバイザーの講師派遣、授業で用いる教材・資料等の提供、授業の実践事例等の紹介を行うほか、研究・実践に必要な費用の一部を助成する。

令和5年度は、1校へ委嘱。  
令和4年度においても、1校へ委嘱。

○高等学校学習指導要領の改訂に伴う取組

消費者教育の内容の充実が図られている新学習指導要領へ円滑な移行を行う。

令和5年度は、「契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定」を指導に加えるとともに、教育課程研究協議会等において公民科、家庭科など各教科の教員に対して説明を行った。  
令和4年度は、和歌山大学とも連携し、公民科教員等による消費者教育に関する授業動画を作成した。

○成年年齢引下げ特設サイトの運営

成年年齢引下げにより消費者被害の増加が懸念される若者への消費者被害の未然防止を図るため、起こりやすい消費者トラブル事例などを掲載した特設サイトを運営。

令和5年度サイト閲覧数 22,250件（8月末段階）。  
令和4年度サイト閲覧数 13,253件。

○教材の作成・提供

消費者被害に遭いやすい類型・手法について、県独自教材の作成・提供を行うとともに、SNS等を活用し、情報提供を行う。

令和5年度はYahoo!, LINE, Instagram, facebook を活用した広告を実施し、情報提供を行った（約10.4万件\*）（8月末現在）。また、靈感商法を始めとした悪質商法事例やその対応方法について学ぶための教育用動画を作成中。（資料6）  
令和4年度はYahoo!, LINE, Twitter を活用した広告を実施し、提供を行った（約23万件\*）。また、「若い世代に知って欲しい！消費者トラブル対策マニュアル」を県内の各学校に対して、配布し情報提供を行った。  
※広告クリック数+動画再生数

○各学校に対しての情報提供

各学校に対して、消費者教育に関する教材提供を行う。

令和5年度は、「騙されない為の教科書」を県内の高校全61校へ配布し、詐欺や悪質商法の実態、被害に遭わないための対応などについて周知した。また、令和5年度版「あま〜い誘いにご用心」を県内高校等に配布予定。

令和4年度は、啓発パンフレットや成年年齢引下げに関連したポスターやパンフレットを県内高校等に配布した。

①学校等—大学、専門学校等

○消費者啓発講座の実施

県消費生活センターの消費生活相談員を大学等へ派遣する。

令和5年度は、4校へ講師を派遣し、282人が参加。(8月末現在)。

令和4年度は、8校へ講師を派遣し、596人が参加した。

教員等になる学生を対象とした消費者教育の実践支援をする。

上記派遣校のうち、

令和5年度は、申込みに応じて実施(8月末現在)。

令和4年度は、1校で実施、200人が参加した。

○教材の確保・提供

啓発パンフレットを配布し、県内大学へ情報提供を図る。

令和5年度は、和歌山大学においては、消費者庁作成の「気を付けて！悪質商法」についてを配布。また、令和5年度版「あま〜い誘いにご用心」を県内大学・専門学校及び市町村に配布予定。

令和4年度は、県内8大学の入学生を対象として、啓発パンフレットを2,580部提供、大学で入学時のガイダンス等で配布し周知が図られた。

②地域社会—地域

○消費者啓発講座の実施

県消費生活センターにおいて、地域に出向いて消費生活相談員による消費者啓発講座を実施する。

令和5年度は、3回実施し、69人参加(8月末現在)。

令和4年度は、7回実施し、196人参加。

○生活教養講座の実施

県消費生活センターにおいて、生活情報や災害に備える知識など、幅広く学べる生活教養講座を開催する。

令和5年度は、8回実施予定。  
令和4年度は、8回実施し、173人参加。

○金融広報アドバイザー講師派遣

令和5年度は、4箇所において、4回実施（8月末現在）。  
令和4年度は、13回実施。

○見守りネットワーク構築の支援

県内の市町村においての見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の構築を支援する。

令和5年度は、市町村を訪問し設置を促した。また、12月に協議会の設置を促す講座を開催予定（8月末時点）。  
令和4年度は、市町村を訪問し設置を促し、白浜町において設置された。  
※現在の設置数 11 市町

②地域社会—家庭

○消費生活サポーターを通じた情報提供

消費生活サポーターを通じ、消費生活に関する情報を地域住民に提供。

情報誌「くらしのとびら」（春・夏・秋・冬 年4回）を各22,500部を作成・配布し情報提供。

○生活教養講座の実施（再掲）

令和5年度は、8回実施予定。  
令和4年度は、8回実施。

③職域

○金融広報アドバイザー講師派遣

令和5年度は、2回講師派遣（8月末現在）。  
令和4年度は、2回講師派遣。

## (2) 関係機関との連携・協働

### ①教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携－教育行政分野との連携

#### ○学校関係者を対象とした消費者教育研修の実施

教員が自ら消費者教育に関する取組を授業に取り込むために必要な知識を習得するため、学校関係者を対象とした専門研修を実施する。

令和5年度は、教員向け消費者教育セミナーを和歌山市で開催予定。  
令和4年度は、「今、学校に求められる金融教育～金融商品とリスクの考え方～」をテーマに12月に開催し、オンライン受講も合わせ学校関係者35名が参加。

### ①教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携－福祉行政分野との連携

#### ○県消費者被害防止ネットワークによる情報提供

注意喚起情報「見守り新鮮情報」を24構成機関・団体に14回情報提供。

### ①教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携－その他、消費者教育関係分野

#### ○(再掲)学校における消費者教育の担い手育成事業 食育分野、環境教育分野と連携して講師を派遣。

### ②消費者団体、専門士業団体、事業者等との連携

#### ○(再掲)生活教養講座等の実施 消費者団体・専門士業団体・事業者等に講師を依頼して実施。

#### ○事業者の消費者市民社会の形成に関する取組との連携

令和5年度は、県内企業に対して、消費者庁主催の消費者志向経営優良事例表彰や事業者向けの消費者教育研修会について、情報提供を行った。  
令和4年度は、消費者シンポジウム「消費でつくる和歌山の新しい未来～成年年齢引下げ、孤独・孤立対策、SDGs～」を開催。

#### ○関係団体の取組(資料4のとおり)

### ③災害時、非常時における消費行動の情報提供と関係機関との連携

#### ○(再掲)生活教養講座等の実施 災害時、非常時に役立つ物品等の作成・配布を行う。

### (3) 消費者教育の担い手の育成

#### ○消費生活サポーターの育成と活動支援

地域において、地域の見守りや知識を広げる担い手となる消費生活サポーターを育成する。

令和5年度は、令和4年度同様に消費生活サポーター研修会及び養成講座を県内2か所で開催予定。  
また、サポーターの役割や活動方法について記載したサポーター手帳を作成・配布予定。  
なお、消費生活サポーターに対しては、注意喚起情報誌を毎月提供。

#### ○消費生活相談員の養成

地域において、消費者に適切なアドバイスをする消費生活相談員を養成するための講座を開催する。

令和5年度は、7,8月の13日間で実施し、16名が受講。  
令和4年度は、7,8月の13日間で実施し、19名が受講。

#### ○教員に対する専門研修事業

県教育センター学びの丘において、教員を対象とした専門研修を実施。

令和5年度  
「効果的なICTの授業活用研修」、「食に関する指導に係る研修」  
「食中毒の予防に係る研修」、「食育に関する実践発表、講義・演習」  
令和4年度も同様の研修を実施。

### (4) 市町村の取組支援

#### ○地方消費者行政強化交付金を活用した市町村が実施する消費者教育等の取組に関する財政支援

#### ○市町村消費生活相談員の研修や消費者行政担当者に対する研修

市町村相談員OJT研修を開催。  
消費者行政担当者 基礎研修、実務研修、専門研修を開催。